



Title	三条西家本『和泉式部日記』の書き入れ注記
Author(s)	岡田, 貴憲
Citation	国語国文研究, 151, 45-59
Issue Date	2018-06-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/89737">https://hdl.handle.net/2115/89737</a>
Type	journal article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_151_45-59.pdf



# 三条西家本『和泉式部日記』の書き入れ注記

岡 田 貴 憲

『和泉式部日記(物語)』諸本の主要三系統(三条西家本・寛元本・応永本)のうち、三条西家本系統の伝本として唯一現存する三条西家本『和泉式部日記』は、今日まで同作品の最善本と目されているが、その背景には、

・ 原作の形を最も正しく傳へるものが三條西家本である(『新註』)  
・ おそらく最もよく和泉式部自身による原作の面影を伝えるものである(『注釈』)

という推測がある。筆者はかねて、半世紀以上にわたって受け継がれるこの推測に再考の必要があることを主張しているが、本稿ではこれを三条西家本の書き入れ注記という側面から論じる。

## 一 議論の前提

宮内庁書陵部所蔵の三条西家本は、もと長らく三条西家の秘蔵本であったが、奥書の類を持たないことから書写事情は全く不明であ

る。しかし従来は、書風が実隆の自筆を思わせること、そして次稿の『実隆公記』に『和泉式部日記』書写に関する記事が見えることを根拠に、三条西実隆がその書写者として有力視されている。

①今日和泉式部日記立筆、是大樹之命也、旧冬廿三日以武田彦次郎可書上之由被仰下者也 (長享二年正月五日条)<sup>(3)</sup>

②今日中将下向之間和泉式部日記(昨日終書写功、校合了)可進上大樹御所之由命之、付遣了 (同年二月一日日条)

③和泉式部日記一冊雖秘藏遣姉小路息女了

(明応七年二月一七日条)

④誠々先日少女に重宝一冊たまはり候、ぬし自愛仕候事無是非候、過分至極候、手跡もさのみちかき世の物にてもなけに候、ふるくてかやうにちいさくかき候手跡のうつくしさ、此□更難得かきたれ秘蔵仕へきよし申候、なにはつの道のしるへにかゝるとめへ□にて候こそいさみもいてき候へけれど、なをく物をもか、せてをきたくて、物おそろしく申つものらかしたる跡過賢察

候、件草子手跡のうつくしき、まことに女房の手に候は殊勝之物候  
(同年二月二十日、廿一至廿四日紙背)

①は將軍・足利義尚(大樹)の命により『和泉式部日記』の書写を開始したこと、②は完成した写本を中山宣親(中将)に託して義尚に献上したことを記す。③は自家秘蔵の『和泉式部日記』を姉小路基綱女の済子に贈与したことを記し、それに対する基綱の礼状が、紙背として残る④である。

吉田幸一『和泉式部研究 一』(↓『研究』)は、このうち②の將軍献上本を三条西家本と推定するが、献上本が後に三条西家へ戻されたとするのは不審。森田兼吉『和泉式部日記論攷』(↓『論攷』)や竹鼻續解題『複製日本古典文学館 和泉式部日記』(↓『複製』)は、③の秘蔵本を済子へ贈与する際、手元に残すため作成された複本が三条西家本であると説くが、武井和人「何故書写者は奥書を記さなかつたのか」<sup>(7)</sup>は、実隆による証本作成時に臨模の場合は奥書が記されず、転写の場合は奥書が記されたとの見通しを示し、実隆様の筆跡かつ奥書を持たない三条西家本は、秘蔵本の臨模本・転写本のいづれとも認めたいと批判する。また三条西家本の書写年時をめぐっては「その書風筆跡は寛永頃を遡れない時代の書写」とする川瀬一馬の<sup>(8)</sup>説もあり、実隆書写のいま一つの根拠とされる筆跡についても、なお検討の余地は大きい。

従って現段階では、三条西家本の考察に際しては書写者を不明としておくことが適切と考える。本稿で取り上げる書き入れ注記についても、本行本文と同筆であることから三条西家本の学識という観点から論じられる嫌いがあったが、注記内容の正確な分析に向けて

そうした観点は斥けられるべきことを、まず押さえておきたい。

続いて本論へ入る前に、『和泉式部日記』諸本の主要三系統の成り立ちをめぐる重要仮説について簡単に触れておく。『論攷』・『研究』により提唱された共通祖本仮説(呼称は筆者による)は、作中九月条に見える地の文【1】が、元は宮の返歌【2】に対応する贈歌として、『和泉式部集』中の【3】に近い形で書かれていた所、三系統の共通祖本(A本)において地の文化し、それが三系統に残存したと説く。

【1】 きえぬへき露のわか身そあやうく草葉につけてかなしき (二二六才)

【2】 きえぬへき露のいのちと思はずはひさしききくにか、りやはせぬ (二二八才)

【3】 きえぬへき露の我が身はもののみぞあゆふくさばに悲しかりける (榊原本『和泉式部集』八八六番<sup>(10)</sup>)

続いて同仮説は、応永本系統のみに見える【4】傍線部の七十七字の独自異文を原型とみなし、これを持たない三条西家本系統・寛元本系統が、「のたまはずれば」の目移りによる脱文を起こした一伝本(B本)から派生したと推定する。

【4】 (三) ちかければゆかしけなしとの給はずればそれをなん思給ふるときこえさすれは (五一ウ~五二オ)

(寛) ちかければゆかしけなしとの給はずればそれをなん思ふ給ふると聞ゆれば

(応) ちかければゆかしけなしとのたまはずればおろしこめてみそかにきけはひるは人く院の殿上人なとまいりあ

つまりていかにそかくてはありぬへしやちかおとりいかにせんとおもふこそくるしけれとのたまはずればそれをなん思給へるとあれば

以上により示されるのは、

(a) 寛元本と応永本の本文が一致する場合、および三条西家本と応永本の本文が一致する場合は、それらの一致本文をA本来の正文と認める

(β) ただし、三条西家本と寛元本の本文が一致し、応永本の本文が異なる場合のみ、前者の一致本文をB本来とみて極力信頼しない

という判断基準である。『論攷』はこの判断基準を以てA本の復原が可能と論ずるが、ここで肝心なのは、寛元本・応永本の一致本文に対して三条西家本が異なる場合、その本文は正文とは認めがたいという点である。而して従来、原作本に最も近いと推測されてきた三条西家本の本文の多くは、まさにそのような独自異文の場合なのであって、この推測に再考の必要があると述べた所以なのである。このことを、書き入れ注記の分析を通して確かめることが本稿の目的に他ならない。

## 二 併記の書き入れ注記

三条西家本の書き入れ注記は四十二箇所<sup>(1)</sup>に及び、それらは、  
(A 併記) 本行本文の右傍に異文を示す「イ」記号の無いものも

(含む) ……八箇所

(B 訂正) 本行本文の左傍に見せ消ちを施し、文字の削除・置換を

指示する……十三箇所

(C 補入) 本行本文の中間に補入記号を施し、右傍に挿入本文を示

す……二十一箇所

の三パターンに区分される。まずは論旨の上で問題とならない(A併記)について確認する。三条西家本の書き入れ注記と一致する本文を寛元本・応永本がもつ場合、その部分に傍線を施す。

【A1】(三) ころしても猶あかぬかないねほのいほの (一四ウ)

(寛) ころしても猶あかぬかないねほのいほの

(応) ころしても猶あかぬかないねほのいほの

【A2】(三) なきかさせつるとりのつらさは (一五オ)

(寛) なき、かせつる鳥をころせは

(応) なき、かせつるとりのこ、ろは

【A3】(三) 山なからうきはたつともみやこへは (二三オ)

(寛) やまなからうみ雲うみとみやこへは

(応) 山なからうくはうくとも都へは

【A4】(三) あふみのうみとななかいつらめ (二三ウ)

(寛) あふみの海となかいつらめ

(応) あふみのうみにかれはつらめ

【A5】(三) 四十五日のいみたかへせせ給とて (四〇ウ)

(寛) 四十五日の御いみたかへせせ給とて

(応) 四十五日の御方いみたかへせせ給とて

【A6】(三) まついふ君を人にまされる (四五ウ)

(寛) まつ夕きみそ人にまされる

〔応〕 まつはふ君は人にまさり

〔A7〕 (三) 冬の夜〔の〕恋しきことにぬもあはて (五〇ウ)

〔寛〕 冬の夜はこひしきことにぬもあはて

〔応〕 冬のよをこひしきことにぬもあはて

〔A8〕 (三) 冬の夜〔の〕めさへこほりにとちられて (五〇ウ)

〔寛〕 ふゆのよはめさへこほりにとちられて

〔応〕 ふゆの夜はめさへこほりにとちられて

このうち〔A8〕で示された異文のみ、寛元本・応永本の双方と一致するが、他の箇所はすべて応永本のみと一致している。この点については従来、

……もし実隆が応永本の一本により校異をつけたとすれば、他にも数多い応永本との異同をどうして取入れなかつたか。実隆ほどの文人であり学者であればそこまで行つたと思はれるし、またかうした些細な校異のみにとまらず、次項に述べるやうな三条西本独自の大きな脱文〔前掲〔4〕・筆者注〕まで、応永本系により補入することに気付かぬ筈もないからである。それでこれはやはり、実隆は祖本のまゝを忠実に書写したものと見る方が妥当と考へるのである。 (『研究』)

……歌に限ってみても、三条西家本と応永本との異同はこのほかにもあるが、それらには校異が記されていない。したがって、これらの校異は応永本と対校した結果とはいえない。(『複製』)との指摘があるが、『研究』の依拠する三条西実隆の学識については前述の通り従いがたく、また仮にこれらの注記が親本以前に施されたものであつても、その典拠と考へ得るのが他系統伝本である点は

〔表1〕 (A 併記) (○は注記内容を採用、×は不採用)

A8	A7	A6	A5	A4	A3	A2	A1	
×	×	×	×	×	×	×	×	『岩波文庫』
×	×	×	×	×	×	×	×	『新註』
×	×	×	×	×	×	×	×	『校訂』
×	×	×	×	×	×	×	×	『考注』
×	×	×	×	×	×	×	×	『大系』
×	×	×	×	×	×	×	×	『全書』
×	×	×	×	×	×	×	×	『全講』
×	×	×	×	×	×	×	×	『全集』
×	×	×	×	×	×	×	×	『対校新釈』
×	×	×	×	×	×	×	×	『全対訳』
×	×	×	×	×	○	×	×	『集成』
×	×	×	×	×	×	×	×	『譯注と評論』
×	×	×	×	×	×	×	×	『日本の文学』
×	×	×	×	×	×	×	×	『新全集』
×	×	×	×	×	×	×	×	『全注釈』
×	×	×	×	×	×	×	×	『ソフィア文庫』
×	×	×	×	×	×	×	×	『注釈』

変わりない。また他系統伝本にみえる異文注記の恣意的傾向に照らしても、数多くの異同の中から恣意により右の八箇所が選ばれたと見ることに何ら支障はなく、書写者の目的は応永本との校異を部分的に示すことであつたと考えられる。  
なお(A 併記)について、三条西家本を底本とする諸注における本文への採用状況を一覧化したものが〔表1〕である。八箇所と単に異文の指摘に留まり、本行本文のままで問題なく読解できることから、注記内容が本文へ採用されることは基本的にない。唯一『集成』のみ〔A3〕について「応永本によって改めた」とするが、校訂理由は示されていない。

### 三 訂正の書き入れ注記

三条西家本の本文について考える上で問題となる書き入れ注記の一つは〈B 訂正〉の場合である。具体的には以下の十三箇所が該当する。

- 【B1】(三) まいりて **卅** 三日はかりありて返たれば  
 (寛) まうて、二三日はかり有てかへりたれば  
 (応) まうて、三日はかりありてかへりたれば  
 (三) あめのをとほ **卅** をとろくしかりつる (一〇ウ)  
 (寛) 雨の・・おとろくしかりつる  
 (応) 雨のをとほとおとろくしかりつる  
 (三) ひすましわらはして **卅** 右近のせうにさしとらせて  
 ことてやる (一七オ)  
 (寛) ひすましわらはして・・右近のせうにさしとらせてき  
 ねとてやる  
 (応) ひすましわらはして・・うこんのせうにさしとらせて  
 きねとてやる  
 (三) なにか **卅** とときこえさする事もなく  
 (寛) なにやかやとときこえ (一九オ)  
 (応) なにやかやとわさとときこえさせ  
 (三) とときこえ **卅** たれば (二三オ)  
 (寛) とぞ聞え・・たる御らんして  
 (応) とときこえ・・たる御覧して

- 【B6】(三) かくのみいふほとにや **卅** たのもしき人もなきなめりか  
 しと (三〇ウ)  
 (寛) かくのみいふほとにたのもしき人もなきなめりかしと  
 (応) かくてのみいふほとにことにたのもしき人なともなきな  
 めりかしと  
 (三) 人わらへ **卅** にやあらん (三三オ)  
 (寛) 人わらはれなることやあらん  
 (応) 人わらはれなることやあらん  
 (三) きこえさせてやあらんすると **卅** ゐさりいてぬ (三六ウ)  
 (寛) きこえさせてやあらんすると・・あさりいてたり  
 (応) きこえさせてやあらんすると・・あさりいてたり  
 (三) めさへあた **卅** しきにやとまて **卅** 又の日 (三七ウ)  
 (寛) めさへあた **卅** しきにやとおほゆ  
 (応) めさへあた **卅** しきにやとまて **卅** おほゆまたの日  
 (三) いさ **卅** しゆきてと **卅** もみん (三九ウ)  
 (寛) いさ **卅** しゆきてのと **卅** とみむ  
 (応) いさ **卅** しゆきてのと **卅** とみん  
 (三) このころ **卅** 人のいふことはまことか (五四オ)  
 (寛) このころ・人のいふ事ありまことか  
 (応) このころ・人のいふことはまことか  
 (三) むつかし **卅** ものともはらはするを (五五ウ)  
 (寛) ものともなとはらはするを  
 (応) むつかし **卅** 物共なとはらはするを

【B13】(三) き、にくきき【B】ころしはしまかりいてなはや (五五ウ)

(寛) き、にくきき・ころしはしまかりいてなはや

(応) き、にくきき所しはしまかてはや

このような訂正の書き入れ注記をめぐっては、『研究』に、

……独自異文以外は、大体、書写者が自身の誤写を自ら訂正したものと見るべきであらうか。いひかへれば、他本との接触到よつて、書写した本文を直したのではないと思ふ。

と述べるのが従来の一般的見解だったようである。実際に、諸注における注記の採用状況を検すると、【表2】の通り『校訂』『譯注と評論』『注釈』を除く大半の注釈書が、ほぼ全ての注記を本文に採用していることが知られる。

だが果たして『研究』の見解や諸注の採用態度は、各注記の内容に鑑みて正しいものと言えるだろうか。

「他本との接触によつて、書写した本文を直したのではない」(『研究』)との指摘に反し、十三箇所のうち十箇所の注記採用後の本文は、寛元本・応永本の双方ないし一方と一致しており、(A 併記)の場合と考え合わせても、書写者が他系統伝本を参照した可能性は高いとみられる。十箇所のうち最も多いのは、独自異文を削除し寛元本・応永本と一致させる箇所【B3】【B5】【B8】【B10】【B11】だが、独自異文を削除し応永本と一致させる箇所【B9】【B12】や、寛元本と等しい本文を削除し応永本と一致させる箇所【B1】の存在は、実際に応永本が参照されたことを強く裏付ける。

加えて(B 訂正)の場合は、応永本と等しい本文を削除し寛元本と一致させる箇所【B2】【B13】もみられ、寛元本も同時に参照さ

【表2】〈B 訂正〉

B13	B12	B11	B10	B9	B8	B7	B6	B5	B4	B3	B2	B1	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『岩波文庫』
×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	『新註』
×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	『校訂』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『考注』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	『大系』
×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	『全書』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	『全講』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全集』
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	『対校新釈』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	『全対訳』
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『集成』
×	×	×	○	△	×	○	○	×	×	×	×	×	『譯注と評論』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『日本の文学』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『新全集』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全注釈』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『ソフィア文庫』
○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	×	×	『注釈』

れていたと思しい。一方で、寛元本・応永本との共通本文を削除し独自に改訂する箇所【B4】や、独自異文を削除し独自に改訂する箇所【B6】【B7】もあるなど、その注記態度に一貫性はなく、寛元

本・応永本を参照する姿勢と、部分的に独自の改訂を施す姿勢とが併存している。

このような書き入れ注記は何を目的として施されたのか。『研究』は「独自異文以外は、大体、書写者が自身の誤写を自ら訂正したものと指摘するが、本行本文が寛元本・応永本に一致する【B1】【B2】【B4】【B13】が、決して「誤写」でないことは言を俟たない。他の九箇所についても、本行本文に明らかな機械的誤写が疑われるのは【B7】【B10】程度であり、それ以外はいずれも、文脈上の整合性に差こそあれ文字列としては破綻していないことが確認される。そのことは、『校訂』『譯注と評論』『注釈』において注記の不採用箇所が多い点からも裏付けられる。例えば【B6】は、『注釈』が「次の『なめりかし』とあわせ、『と』の繰返しで両者併立の形と考え、削除せず」と述べるように、「〔…〕と」、「〔…〕型12の心内文」として問題なく処理できるのであって、訂正を要する損傷本文とは認められないのである。

さらに注目したいのが【B4】。同箇所で三条西家本は、寛元本・応永本との一致本文「なにかやかや」を訂正し「なによかよ」に作る。この異文については、「意はどちらでも同じ」（『考注』）のような一部の簡素な注を除いて、多くの注釈書が説明なく本文へ採用しているが、実は『全注釈』が「他に所見がない」と述べる通り、これは平安時代から鎌倉時代にかけて用例を見出せない不審な表現なのである。初出例としては、室町時代初期の御伽草子『転寝草紙』にみえる次の二例が管見に及んだ。

・なによかよと興じたはぶれど、いと物思はしきま、に……。

（新大系『室町物語集 上』二七四頁）

……このくゝとあけわたる海山のけしきを、何よかよと興じたはぶる、にも……。（同二八四頁）

本用例から考えるに、三条西家本の書写当時には「なによかよ」という表現が通用しており、書写者は当時の言語感覚に照らして「なにかやかや」を不審とし、改訂したとみるべきではないか。そうした改訂本文が、三条西家本の古態性を信じる諸注において採用されていることは、奇妙な状況と言わざるを得ない。用例主義の観点からは、寛元本・応永本に共通する「なにかやかや」こそが平安時代の正しい本文と考えられ、それは共通祖本仮説によっても是認されるからである。

このように、書写者の目的が「自身の誤写を自ら訂正」することにあつたとする『研究』の指摘には従えない。三条西家本の書写者は、文字列として破綻していない本文に限らず、底本のまま問題なく読解可能な本文についても、寛元本・応永本を参照して恣意的に本文を選択し、あるいは当時の言語感覚を取り入れて、自由に校訂・改訂を施しているのである。つまり三条西家本の書き入れ注記は、親本に忠実な形で本行本文が書写された後に、恣意的に付加されたものであった可能性がある。注記採用後の形を三条西家本の本文とみなす従来の考え方は誤りであり、実際には書き入れ注記をすべて排除した形こそが、三条西家本系統の本来的な本文だったのでないだろうか。

#### 四 補入の書き入れ注記

書き入れ注記を排除した本行本文こそが、三条西家本の本来的な本文である、という可能性を検討するために、続いて問題となる一つの書き入れ注記（C 補入）について考察する。二十一箇所を数えるこの注記についても従来、

……書写者が転写の途上において誤脱したの気がついて、○印を入れてその右傍に補入したものであつて、文意は補入文字が存することによつて通ずるものばかりである。しかも本書の補入箇所は、他系統本と比較しても異文の認められない箇所である。したがつてこれは、筆写者自身が施したことは明らかであり、しかも他本による補入訂正ではなく、底本に忠実な本文を伝えるために行つたものと考へられるので、三条西本自体の本文と認めるべきものであらう。 (『研究』)

……これは他系統本によつて補入したものでなく、三条西家本の本来の本文であつたものを、書写の際に誤つて脱し、それに気づいて補入したものであらう。 (『複製』)

と指摘されているが、そうした理解が妥当であつたかどうか、改めて確認する必要がある。

【C1】 (三) から ○<sup>う</sup> しておはしまして (一 二二ウ)

(寛) からうしておはして

(応) からうしておはして

【C2】 (三) いたう ○<sup>よ</sup> ふけにければしる人もなし (一 二三オ)

(寛) いたうよもふけにければしるひともなし

(応) いたう夜<sup>よ</sup>ふけにければしるひともなし

【C3】 (三) 思ひつれ ○<sup>か</sup> かくけしからぬことに (一 一九ウ)

(寛) 思ひつれことしもこそあれけ、しうしらぬことに

(応) おもひつれ事しもこそあれけしからぬことに

【C4】 (三) ときこえさせつ ○<sup>か</sup> 七月になりぬ (二 二〇オ)

(寛) と聞えつかくいふほとに七月になりぬ

(応) ときこえさせつさいふほとに七月にもなりぬ

【C5】 (三) かうらんのしも ○<sup>の</sup> かに人けはひのすれば (二 二二オ)

(寛) かうらんのしもつかたにひとのけはひすれば

(応) かうらのしものかたに人のけはひのすれば

【C6】 (三) くるし ○<sup>の</sup> ともゆけとて (二 三三オ)

(寛) くるしうとも又いけとて

(応) くるしうともいけとて

【C7】 (三) このあかつきおきの ○<sup>の</sup> こと、もを (二 二五ウ)

(寛) このあかつきおきのほとのこと、もを

(応) この暁おきのほとの心におほゆること、も

【C8】 (三) うらめしう思ひふしたる ○<sup>の</sup> に (二 二六ウ)

(寛) うらめしうおもひふしたるほとに

(応) うらめしうのみ思ひふしたるほとに

【C9】 (三) うちすて、たひゆく人はさも ○<sup>の</sup> あれ (二 二九オ)

(寛) うちすて、たひゆく人はさもあらはあれ

(応) うちすて、たひゆく人はさもあらはあれ

【C10】 (三) かれよりまつの給ひける ○<sup>の</sup> とみるもをかし (二 三三オ)



【表3】 〈C 補入〉

C10	C9	C8	C7	C6	C5	C4	C3	C2	C1	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『岩波文庫』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『新註』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『校訂』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『考注』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『大系』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全書』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全講』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全集』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『対校新釈』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全対訳』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『集成』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『譯注と評論』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『日本の文学』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『新全集』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全注釈』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『ソフィア文庫』
×	○	×	○	○	×	×	○	×	○	『注釈』

本文が寛元本・応永本の双方と一致するものは十一箇所〔C1〕〔C3〕〔C7〕〔C8〕〔C9〕〔C11〕〔C13〕〔C15〕〔C16〕〔C17〕〔C18〕に及び、応永本のみと一致・酷似するものが七箇所〔C2〕〔C5〕〔C12〕〔C14〕〔C19〕〔C20〕〔C21〕、寛元本のみと一致するものが一箇所〔C4〕であるため、〔C6〕〔C10〕を除いた都合十九箇所について、寛元本・応永本を参照した可能性が考えられる。

その場合、本文の損傷が疑われる五箇所についても、書写者による誤脱かどうかは疑わしいものとなろう。書写者が親本の忠実な書写を終えた後で、他本と照らし合わせて〈C 補入〉の書き入れ注記を施したと推定するならば、注記を排除した際に破綻する文字列にもまた、親本由来のものが残存している可能性を否定できなくなるからである。

諸注における書き入れ注記の採用状況を確認すると、【表3】の通り「注釈」を除くすべての注釈書が、【C18】以外の全箇所について注記内容を本文へ採用している（【C18】を不採用とする注釈書、および「注釈」の採用態度については後述）。その背景には、注記を含めた本文が三条西家本系統の本来の形で、かつ原作本に最も近い本文である、とする「研究」「複刻」「同様の判断があると思われる」。

だが三条西家本の本行本文が親本の様態を忠実に留めており、注記は書写者の恣意によって施されたものに過ぎない、とする本稿の見通しが認められるならば、こうした従来の判断は見直されねばならない。たとえば注記採用後の三条西家本の本文が、原作本に近い形態と考えられたとしても、それは書写者が寛元本・応永本を用いて「校訂」した結果として当然のことであり、むしろ三条西家本系統の

【表 3 続】 〈C 補入〉

C21	C20	C19	C18	C17	C16	C15	C14	C13	C12	C11	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『岩波文庫』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『新註』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『校訂』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『考注』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『大系』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全書』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『全講』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『全集』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『対校新釈』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『全対訳』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『集成』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『譯注と評論』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『日本の文学』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『新全集』
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	『全注釈』
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	『ソフィア文庫』
×	○	×	○	×	×	○	×	○	○	○	『注釈』

本来の本文は、そうした「校訂」を経なければ原作本に近づくことが出来ない改変本文だ、という皮肉な結論が導かれるからである。

そのような本文を持つ三条西家本『和泉式部日記』を、今後も最善本として用い続けて良いか否か。善本選定の必要性も含め、いまだ一度ゼロベースでの検討が求められるべきではないだろうか。

## 五 諸注の採用態度について

最後に、〈B 訂正〉および〈C 補入〉の書き入れ注記をめぐる、諸注の採用態度について付言しておきたい。

〈B 訂正〉には注記を不採用とする注釈書が目立つが、多くの場合その採否理由は示されていない。例えば『新註』は四箇所で注記を不採用とするが、【B10】に「底本もノ傍ニかト小書ス」とあるのが見せ消ちの見落としと思われる他は、理由は不明。『全書』も四箇所で見せ消ちの見落としとするが、その理由はやはり不明である。

最も多くの箇所を不採用とする『校訂』は、二箇所のみ注記を採用するが、採用理由は一切記されていない。

『譯注と評論』は四箇所を除いて注記を不採用とする。【B5】【B6】【B13】では見せ消ちの存在に触れるが、その他の箇所には言及がない。また同書の注意点として、書き入れ注記の判断を誤っている箇所がある。〈B 訂正〉のうち、【B4】に「底本『や』に『よ』と傍記」、

【B12】に「底本『け』に『き』と傍注」と述べるのは、いずれも見せ消ちを見落としの判断。さらに【B9】では、「底本『なん』の右に『おほゆ』と注記。『までなむ』『までおほゆ』『までなむおほゆる』

「のうちか」と述べ、「目さへあだだしきにや。」とまでなむ、おほゆ」と本文を整理する〔表2〕には△としたが、これに従えないのは言うまでもない。なお同書は〈C 補入〉についても、〔C10〕に「底本『なめり』は」との傍注、〔C11〕に「底本『し』と『つ』との右中間に『たり』と注記」と述べるが、いずれも補入記号を見落としての判断である。

その他、〈B 訂正〉で気になるのは、〔B1〕〔B13〕の注記を不採用とする注釈書が多い点である。〔B1〕について、『新註』『全講』『全対訳』は見せ消ちの存在に触れながら注記を採用せず本文を立てている。〔B13〕を不採用とするのは、『新註』『校訂』『全書』『集成』『対校新釈』『譯注と評論』だが、『集成』が「底本『き、にくきところ』(とは見せ消ち)、応永本によって改めた」と述べるほかに注記への言及はない。二箇所とも注記を採用した場合の読解に支障はなく、各注釈書の判断は不審と言わざるを得ない。

同様のケースは〈C 補入〉にも見られ、〔C18〕のみ『大系』『全講』『全集』『全対訳』『集成』『日本の文字』『新全集』『ソフィア文庫』が注記を採用しないが、理由は不明。吉田幸一『和泉式部全集本文篇』が同箇所を〈C 補入〉でなく〈A 併記〉の形で翻刻することも関係するかと思われるが、未詳である。他箇所の注記をすべて採用している注釈書にあつては、単純な見落としての可能性も否めないが、そうであればいぶん杜撰である。

また書き入れ注記の種類を問わず最も柔軟な判断を示す注釈書に『注釈』がある。同書の解説には、

もとより、三条西家本にも誤写・脱落等の瑕瑾はあり、また校

訂時期は不明ながら、見せ消ち・傍書の形での校合も示されている。しかしその根拠は未詳であり、遇ま他本と合致する点があつても遽かにこれに従う事はためらわれる。現代における「古文」の知識・感覚でこれら校訂や他系統本文の異文により軽々に三条西家本本文を改訂するならば、新たな「混成本」を作ってしまう虞れなしとしない。このように考えて、本注釈ではできる限り当本の原文を生かす事とした。

とあり、実際に各箇所についての採否が逐一述べられている。その点では採否理由を示さない他の注釈書に比べて遙かに誠実だが、唯一、採否の理由がほぼ注釈者の主観に基づき、結果的に「混成本」の作成に陥つてることが惜しまれる。

諸注の中で、書き入れ注記の採否に一貫した態度がみられるものは、〈B 訂正〉〈C 補入〉をすべて採用する『岩波文庫』『考注』『全注釈』に限られる。それ以外の注釈書が右の状況にあることは、三条西家本の書き入れ注記が単純に本来的なものとはみなせないことを、端的に示しているよう。

## 六 おわりに

三条西家本『和泉式部日記』を学界へ紹介した池田亀鑑「異本和泉式部日記(新資料紹介)」は夙に、

異本の本文には、本文の筆者と同人と思はれる人の校合が墨で試みられてゐるが、是は必ずしも他本との對校の結果を示したものである、書寫に用ゐた原本との比較の結果として校正し

たものであらう。

と述べ、三条西家本にみえる書き入れ注記が同系統の本来的な本文であり、それを採用することで原本文に接近できる、という後の推測の礎となる見解を示していたが、本稿ではそれと全く相反する見通しを示した。その内容をまとめることで結語とする。

①書き入れ注記の大半は、書写途中の誤写・誤脱といった本文損傷を修正したものでなく、他系統伝本による校訂もしくは独自の改訂を目的として施されたものである。

②書き入れ注記が施されている箇所は、本文損傷がみられる一部を除いて、本行本文のまま読解可能、もしくは有意の文字列として理解可能である。

③三条西家本の書写者は、本行本文を親本に忠実に書写した後、寛元本・応永本を参照しつつ、部分的に独自の言語感覚に従い、書き入れ注記を施したと考えられる。

④書き入れ注記によって修正されている本文損傷には、三条西家本の書写途中で発生したものでなく、親本以前に由来するものが含まれている可能性がある。

⑤三条西家本の書き入れ注記を採用した形でなく、むしろすべて排除した形の本文こそが、三条西家本系統の本来的な本文と考えられる。

書き入れ注記を排除した三条西家本の本文の中には、『……きこえさせてやあらんする』とて、はやみさりいてぬ〔B8〕、「かうらのしもに人けはひのすれは」〔C5〕のように、些か奇妙な相貌を呈するものもある。しかしながら三条西家本にはそもそも、

・人くかたくにすむ所なりければ、そなたにきたりける人の車を、「くるま侍。人のきたりけるにこそ」とおほしめす。(一五ウ)

・いまそ人まいりたれば、御けしきあしうてとはせられたは……。(三四オ)

のような不審箇所のあることが従来知られているのであり、右の例もそれに類するものとして捉えられよう。三条西家本が、親本以前における不徹底な改変・書写に由来する本文をそのまま残している可能性は、筆者がこれまで屢説する所だが、本稿の取り上げた書き入れ注記の箇所についてもその痕跡として再認識されるべきではないだろうか。諸賢の批評を仰ぎたい。

## 注

(一) 本稿で引用する『和泉式部日記』諸注とその略称は以下の通りである。清水文雄『岩波文庫 和泉式部日記』(岩波書店一九四一年) ↓ 『岩波文庫』、玉井幸助『和泉式部日記新註』(世界社、一九四九年) ↓ 『新註』、阿部秋生『校訂和泉式部日記』(武蔵野書院、一九五五年) ↓ 『校訂』、尾崎知光『和泉式部日記考注(増訂版)』(東寶書房、一九五七年) ↓ 『考注』、遠藤嘉基『日本古典文学大系 和泉式部日記』(岩波書店、一九五七年) ↓ 『大系』、山岸徳平『日本古典全書 和泉式部日記』(朝日新聞社、一九五九年) ↓ 『全書』、円地文子・鈴木一雄『全講和泉式部日記』(至文堂、一九六五年) ↓ 『全

- 講、藤岡忠美『日本古典文学全集 和泉式部日記』（小学館、一九七一年）↓『全集』、狩野尾義衛『対校和泉式部日記新釈』（白帝社、一九七三年）↓『対校新釈』、鈴木一雄『全対訳 日本古典新書 和泉式部日記』（三省堂書店、一九七六年）↓『全対訳』、野村精一『新潮日本古典集成 和泉式部日記』（新潮社、一九八一年）↓『集成』、今井卓爾『和泉式部日記 譯注と評論』（早稲田大学出版部、一九八六年）↓『譯注と評論』、三田村雅子『日本の文学 古典編 和泉式部日記』（ほるぷ出版、一九八七年）↓『日本の文学』、藤岡忠美『新編日本古典文学全集 和泉式部日記』（小学館、一九九四年）↓『新全集』、中嶋尚『和泉式部日記全注釈』（笠間書院、二〇〇二年）↓『全注釈』、近藤みゆき『角川ソフィア文庫 和泉式部日記』（角川書店、二〇〇三年）↓『ソフィア文庫』、岩佐美代子『和泉式部日記注釈（「三条西家本」）』（笠間書院、二〇一三年）↓『注釈』
- (2) 岡田貴憲『『和泉式部日記』を越えて』（勉誠出版、二〇一五年）。
- (3) 高橋隆三編『実隆公記』（続群書類従完成会、一九五八年〜一九六七年）。
- (4) 吉田幸一『和泉式部研究 一』（古典文庫、一九六四年）。
- (5) 森田兼吉『和泉式部日記論攷』（笠間書院、一九七七年）。
- (6) 竹鼻績解題『複製日本古典文学館 和泉式部日記』（日本古典文学刊行会、一九七四年）。
- (7) 武井和人『何故書写者は奥書を記さなかつたのか——実隆古典学の一側面——』（『講座平安文学論究』一〇号、一九九四年十二月）。
- (8) 川瀬一馬『講談社文庫 和泉式部日記』（講談社、一九七七）。
- (9) 本稿で掲出する『和泉式部日記（物語）』の本文は以下の資料に拠り、三条西家本については墨付丁数を示す。なお応永本系統については、京大本に誤脱の認められる箇所（C11C21）のみ図書寮本により掲出する。
- (10) (11) (12) 三条西家本系統  
 (13) 三条西家本…国文学研究資料館マイクログフィルム（30-283-4）  
 (寛) 寛元本系統  
 雅章筆本…吉田幸一『和泉式部全集 資料篇』（古典文庫、一九六六年）  
 (応) 応永本系統  
 京大本…京都大学文学部国語学国文学研究室編『応永本和泉式部物語 京都大学蔵』（臨川書店、一九七八年）  
 図書寮本…国文学研究資料館マイクログフィルム（30-568-5）  
 『新編国歌大観 DVD-ROM』（角川学芸出版、二〇一二年）  
 便宜上、注記が近接する場合は一箇所として掲出する。
- (14) 加藤昌嘉「と」の気脈（『揺れ動く『源氏物語』』勉誠出版、二〇一一年。礎稿の初出は二〇〇六年）。
- (15) 平安時代の仮名文における「なにかや」の用例は、『源氏物語』に十七例、『夜の寝覚』に一例、『狭衣物語』に三例、『堤中納言物語』に一例、『とりかへばや物語』に三例、『栄花物語』に二例。鎌倉時代の中世王朝物語における用例は、『海人

の刈藻』『吾の衣』『しのびね』『白露』に各一例、『我が身に  
たどる姫君』に五例。以上のうち「なによかよ」の異文があ  
るのは『狭衣物語』卷二の一例に限られ、  
・なによかやと心しるとちはやすき空なくむね心をつふし  
つ、

(中田剛直『校本狭衣物語 卷二』桜楓社、一九七八年)  
について、奈良連歌師・宗具の識語を持つ慶長四年書写の押  
小路本(紹巴所用本の転写本)が「なによかよ」に作るのみ  
である。なお同伝本も残る二例は「なによかや」に作り、ま  
た他の紹巴所用本からの転写本においては三例とも異文がな  
い。

- (14) 岡田貴憲「帥宮の位置と語り手の位置」(前掲注(2)書所収)。  
(15) 吉田幸一『和泉式部全集 本文篇』(古典文庫、一九五九年)。  
(16) 池田亀鑑「異本和泉式部日記(新資料紹介)」(『文学』第六号、  
一九三二年十一月)。

(おかだ たかのり・国文学研究資料館特任助教)